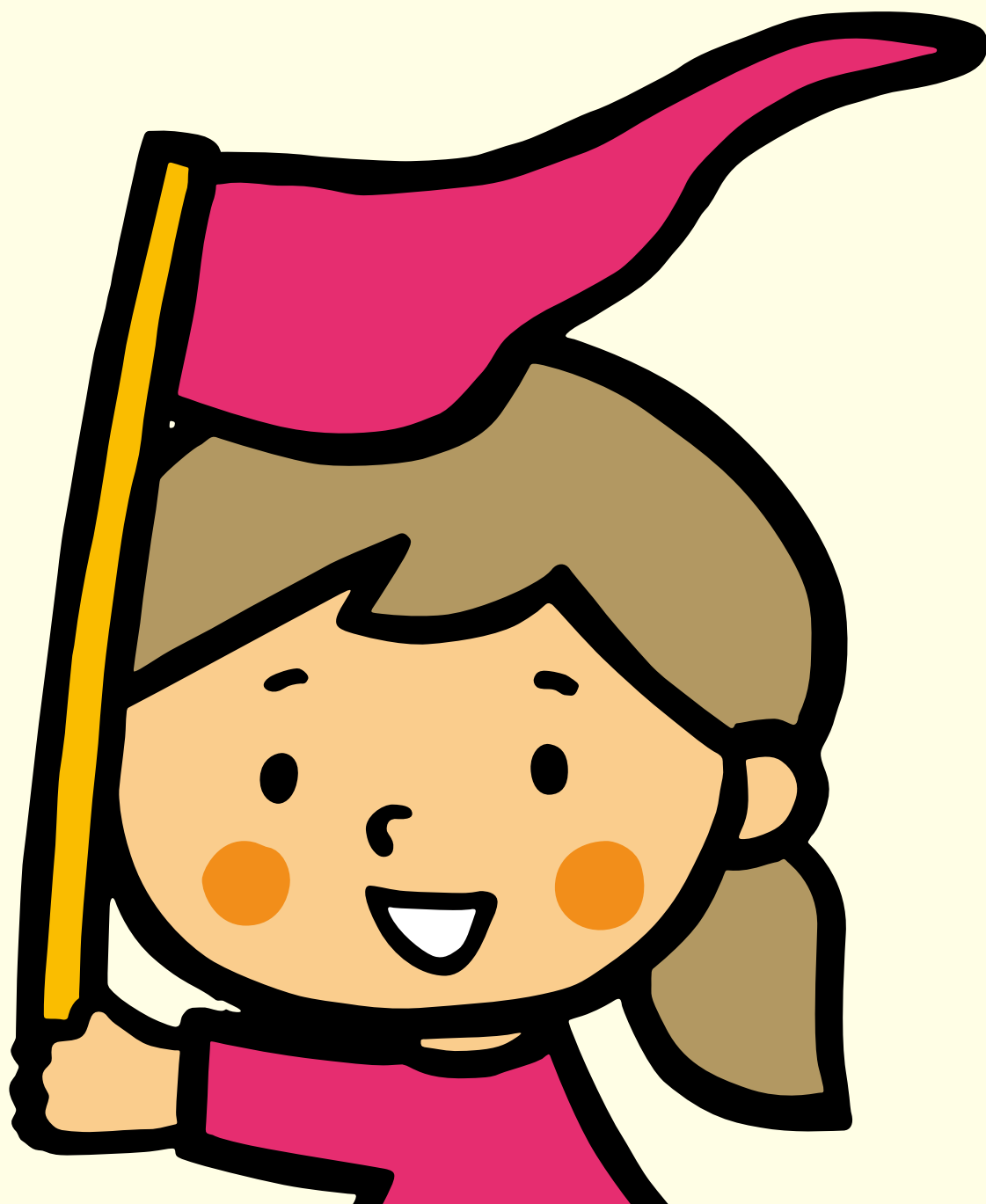


なるほど BOOK



すべての子どもたちが、
笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、
育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」が
スタートします。



平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、

「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、

地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく

「子ども・子育て支援新制度」が、早ければ平成27年4月に本格スタートします。

この新制度の実施のためには、消費税が10%になった際の増収分から、

毎年7,000億円程度が充てられることになりました。

貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

こんな取組みを進めていきます！



幼稚園と保育所のいいところをひとつにした
「認定こども園」の普及を図ります。



保育の場を増やし、待機児童を減らして、
子育てしやすい、働きやすい社会にします。



幼児期の学校教育や保育、地域の様々な
子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。



子どもが減ってきている地域の子育ても
しっかり支援します。

● シンボルマーク(表紙)について…新制度の中心である子どもたちが、個性豊かに元気に演奏する姿により、豊かな環境のもとで子どもたちにすくすく育ってほしいという思いを込めて作成しています。

目次

新制度で増える教育・保育の場・・・03

地域の子育て支援の充実・・・05

新制度の利用の流れ・・・・・・・・07

認定に当たって・・・・・・・・09

Q & A・・・・・・・・11



新制度で増える教育・保育の場

幼稚園・保育所に加えて、〈認可 〈地域型保育〉を新設し、待機

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが
新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ
また、新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童

幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎を
つくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や
園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

認定こども園

0～5さい



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の
子育て支援も行う施設です（平成18年に導入）。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、
新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、
さらに普及を図っていきます。

3つの
ポイント

①

保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、
教育・保育を一緒に受けます。

②

保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、
通い慣れた園を継続して利用できます。

③

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

定こども園の普及を図ります。 児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

多く利用されてきました。

「認定こども園」を普及していきます。

の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

保育所

0～5さい



就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

地域型保育

0～2さい



施設(原則20人以上)より少人数の単位で、 0～2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

4つの
タイプ



①

家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、
少人数(定員5人以下)を
対象にきめ細かな保育を行います。

②

小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に
近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

③

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、
従業員の子どもと地域の子どもを
一緒に保育します。

④

居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、
施設が無くなった地域で保育を
維持する必要がある場合などに、
保護者の自宅で1対1で保育を行います。

※お住まいの地域で実際にどのようなサービスが提供されるのかは、市町村におたずねください(06ページ参照)



地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭のため 地域の子育て支援も、利用

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近地域の様々な子育て支援を充実していきます。

地域子育て支援拠点

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を増やしていきます。
- 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となって行います。

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。

例えば次のような利用方法があります。

- 保育所や地域子育て支援拠点での一時預かり
- 幼稚園・認定こども園での、主に園児を対象とした一時預かり（預かり保育）
- 保育所や認定こども園、小規模保育などでの、空き定員を利用した一時預かり
- 訪問型の一時預かり

病児保育

- 病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。
- 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かることもあります。

に、 しやすく変わります。

仕組みです。

なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、

利用者支援

- 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、専任職員が相談などを受け付けます。

放課後児童クラブ

- 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取組みです。
- 地域のニーズに合わせ、放課後児童クラブを増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図っていきます。また、小学校6年生まで対象となります。

新制度の取組みは、 住民にもっとも身近な市町村が中心となって進めます。

- ・市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、様々な施設・事業など支援のメニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。
- ・計画的に取組みを進めるため、市町村は新制度の開始（平成27年4月予定）から5年間を計画期間とする、「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくります。
- ・都道府県や国は、こうした市町村の取組みを制度面、財政面などで支えています。

※お住まいの地域で実際にどのような支援が提供されるのかは、市町村におたずねください。



新制度の利用の流れ

施設などの利用を希望する 利用のための認定を受けて

新制度では、お住まいの市町村による3つの区分の認定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。お住まいの市町村や施設などから提供される情報をよくご確認ください。

2014年
秋頃
スタート

子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

幼稚園等を
利用希望の
場合



1

幼稚園等に
直接利用
申込みをします

※市町村が必要に応じて
利用支援をします。

2

幼稚園等から
入園の内定を
受けます

（定員超過の場合などには
面接などの選考あり）

保育所等での
保育を利用
希望の場合



1

市町村に
「保育の必要性」の
認定を申請します

※利用希望の申込み（3）も
同時にできます。

2

市町村から
認定証が
交付されます

（2号認定・3号認定）

※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は青枠の、2号、3号認定の場合は赤枠の手続きの流れが基本となります。

新制度の利用にかかる保育料は、
保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、
国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実況に応じて定めることになります。

保護者の方に、 いただきます。

が決まっていきます。

んが、
ださい。

3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合

利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」（09ページ参照）

に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」（09ページ参照）

に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

3

幼稚園等を通じて
利用のための
認定を申請します

4

幼稚園等を通じて
市町村から認定証が
交付されます（1号認定）

5

幼稚園等と
契約をします

3

保育所等の
利用希望の
申込みをします
(希望する施設名などを記載)

4

申請者の希望、
保育所等の状況など
により、市町村が
利用調整をします

※保育を必要とするお子さん（2号、3号認定）の
場合、必要に応じ、市町村が利用可能な
保育所等のあっせんなどもします。

5

利用先の
決定後、
契約となります

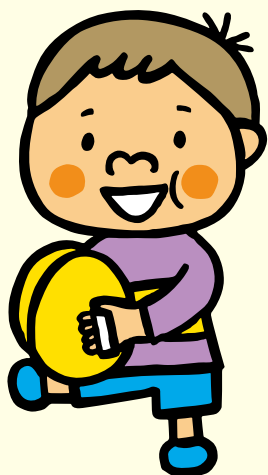
契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

認定こども園・幼稚園・
公立保育所・地域型保育を
利用する場合

利用者は施設・事業者と契約し、
保育料を施設・事業者（公立保育所の場合は市町村）へ支払います。

私立保育所を利用する場合

利用者は市町村と契約し、保育料を市町村へ支払います。



認定に当たって

保育所などでの保育を希望 保育の必要な事由に該当す

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）に当たっては、以下の3点が考慮されます。

1 保育を必要とする事由 次のいずれかに該当することが必要です。

- ☐ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- ☐ 妊娠、出産
- ☐ 保護者の疾病、障害
- ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動（起業準備を含む）
- ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ☐ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

2 保育の必要量 就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

a 「保育標準時間」利用 ▶ フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

b 「保育短時間」利用 ▶ パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。

3 「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

※具体的な運用は市町村において順次検討が行われます。詳細は、お住まいの市町村におたずねください。



する場合は、 ることが必要です。

保護者のみなさんの働き方と子育ての状況にあわせて、
例えば、こんな支援が利用できます。

新制度のもとで、あなたが受ける支援を探す参考にしてください。

なお、これら必要な支援が利用しやすいよう、身近な場所に専門の職員を配置する取り組みも行います。

育休が明けたら、仕事もしっかり頑張りたい！

両親ともフルタイムの共働き世帯（もしくはひとり親家庭でフルタイム）の場合

- 認定こども園
- 小規模保育等 ※満3歳未満の場合
- 保育所
- 放課後児童クラブ ※小学生の場合
- 幼稚園 + 一時預かり ※満3歳以上の場合 ※保育の利用は「保育標準時間」利用が基本となります。

週3日のパートのときだけ、預かり保育もしてほしい…

両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯（もしくはひとり親家庭でパートタイム）の場合

- 認定こども園
- 小規模保育等 ※満3歳未満の場合
- 保育所
- 放課後児童クラブ ※小学生の場合
- 幼稚園 + 一時預かり ※満3歳以上の場合 ※保育の利用は「保育短時間」利用が基本となります。

子どももまだ小さいし、ゆっくり子育てを楽しみたい

両親のどちらかが専業主婦（夫）の世帯の場合

[施設を利用]

- 認定こども園
- 幼稚園 ※満3歳以上の場合

[在宅で子育て]

- 地域の子育て支援
 - ・ 地域子育て支援拠点や認定こども園などの子育て支援
 - ・ 一時預かり

※お住まいの地域で実際にどのような支援が提供されるのかは、市町村におたずねください。



認定こども園など施設についてのQ & A

Q 認定こども園のメリットは何ですか？

A 認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところ。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用をすることができます。

▶ 03ページ参照



Q 待機児童がゼロの地域に住んでいます。

このような地域では、認定こども園は設置されないのですか？

A 新制度では、市町村が地域の教育・保育のニーズ（需要）を把握して、それに見合った施設などの整備（供給）を計画的に進めていきます。そして、市町村の「事業計画」（06ページ参照）には、地域の実情に応じて認定こども園の普及のための方策を盛り込むこととしています。さらに、新制度では、既に需要と供給のバランスがとれている地域も含めて、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所がある場合には、柔軟に認める仕組みを予定しています。

Q 新制度になると現在の幼稚園や保育所は、なくなってしまうのですか？

A 現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所が、どのように運営していくかを決めることになっています。新制度のもとで、お住まいの地域の幼稚園・保育所がどのように運営されるかについては、お住まいの市町村などにおたずねください。



Q 幼稚園の預かり保育を利用していますが、
今後は利用できなくなってしまうのですか？

A 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料などは変更になることがありますので、園におたずねください。新制度では、こうした幼稚園における主に園児を対象とした一時預かりのほか、保育所や認定こども園などでの一時預かりを充実するとともに、訪問型の一時預かりも新たに創設し、子育て家庭のニーズに合わせて利用しやすくしていきます。

▶ 05ページ参照

保育の利用についてのQ & A

Q 待機児童の多い都市部に住んでいますが、新制度で子どもを預けられるようになりますか？

A 今後も地域のニーズに合わせて保育所や認定こども園が整備されていきます。また、施設整備のための場所が不足する都市部などで保育の受け皿確保を進めるため、少人数で子どもを保育する「小規模保育」や「家庭的保育（保育ママ）」などの事業にも新たに財政支援を行い、保育の場を確保していきます。

▶ 04ページ参照

こうした施設・事業の具体的な整備は、身近な市町村が、地域の幼児教育・保育のニーズを把握して「事業計画」を策定し、計画的に進めていきます。

▶ 06ページ参照



Q 待機児童問題は解消されるのですか？

A 深刻な待機児童問題に対応するため、政府では「待機児童解消加速化プラン」を策定し、新制度の開始（平成27年4月予定）を待たずに先取りとなる取組みを行っています。具体的には、小規模な保育事業や、幼稚園での預かり保育、認可を目指す認可外保育施設への支援や、保育士の方の処遇改善などの取組みを進め、さらに新制度の本格実施により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の場を確保し、待機児童を解消することを目指しています。

Q 地元の認可保育所に空きがなく、認可外保育所に子どもを預けています。こうした認可外保育施設は、新制度ではどうなるのですか？

A 保育の質を確保しつつ量を拡充していくため、認可を目指す施設に対しては、認可保育所や認定こども園への円滑な移行を支援するよう、「待機児童解消加速化プラン」による取組みを既に開始しています。さらに、新制度では、認可基準を満たす施設が原則として認可される仕組みが導入され、こうした取組みにより認可施設が増加することが期待されます。



Q 小規模保育の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

A 0－2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育（保育ママ）には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育所）を設定することとしています。地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。（なお、地域によっては、連携施設の設定までに一定の期間がかかる場合があります。）また、市町村が必要と判断した場合には、3歳以降も小規模保育などを利用できることもあります。



在宅・地域の子育て支援についてのQ & A

Q 家で育児をしています。フルタイムの共働き家庭でなければ新制度の支援を受けられないのですか？

A 新制度はすべての子育て家庭を支援する仕組みです。例えば、家庭での子育ての支援として、急な用事などの際に利用できる一時預かりや、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点」なども増やしていきます。
また、パートタイムなどの働き方の世帯でも、保育所などでの保育が受けやすくなるよう「保育の必要性」の認定の仕組みを導入します。

▶ 05ページ参照

▶ 09ページ参照

放課後児童クラブについてのQ & A

Q 「放課後児童クラブ」の改善が図られると聞きましたが、どうなるのですか？

A 放課後児童クラブは、新制度では、職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模などについて新たに基準を定めることとしています。放課後児童クラブの改善にも消費税財源を活用し、量の拡充と質の向上を図っていきます。また、小学校6年生まで対象となります。

▶ 06ページ参照

Q 「放課後児童クラブ」にも多くの待機児童がありますが、新制度で解消されますか？

A 就学前に保育を利用していた子どもが、就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるようにすることは重要な課題です。新制度では、放課後児童クラブについても市町村の「事業計画」に基づき整備を進めていくこととしています。なお、新制度の開始（平成27年4月予定）を待たずに、平成26年度からは、開所時間の延長を行う放課後児童クラブを支援する取組みを開始しています。

保育の必要性などの認定についてのQ & A

Q 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A 幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」（1号認定）を受けていただくことになります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようにする予定です。具体的な手続きについては、お住まいの市町村におたずねください。

▶ 07ページ参照

Q 共働きで幼稚園と保育所を併願する予定です。
どのような認定を受ければよいですか？

A 共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育所などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。保育所などの利用希望もある場合は「満3歳以上・保育認定」（2号認定）を受けていただき、その後の実際の幼稚園または保育所の利用の状況を見て、市町村が認定を維持するか、または変更するかを決めていくことが想定されます。具体的には手続きの際にお住まいの市町村におたずねください。

利用手続きや利用料についてのQ & A

Q 新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？
従来の申し込み方法から変更はありますか？

A 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所などを希望する場合に必要な応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。今後、お住まいの市町村から提供される情報を入手し、ご不明な点は市町村におたずねください。

▶ 07ページ参照



Q 新制度になると保育料は上がるのですか？

A 現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実情に応じて定めることとなります。

Q 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？

A 新制度では、幼稚園に支払う保育料自体が、保護者の所得に応じて市町村が定める負担額となる仕組みになります。これに、各園において、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。詳しくはお住まいの市町村又は園におたずねください。



Q 幼稚園に同時に通う第2子、第3子の保育料が軽減されると聞きましたが、どうなるのですか？

A 同一世帯から保育所に複数の子どもが通っている場合、第2子、第3子の保育料については従来から減免措置がとられています。平成26年度には、幼稚園の場合も、同一世帯に小学校3年生以下の複数の子どもがいる場合、第2子、第3子が幼稚園に通っているときは同様の減免措置を行うこととしています。新制度においても、こうした現行の措置と同様に、多子世帯の負担軽減を実施していくこととしています。



ご家庭に合った支援を受けるために

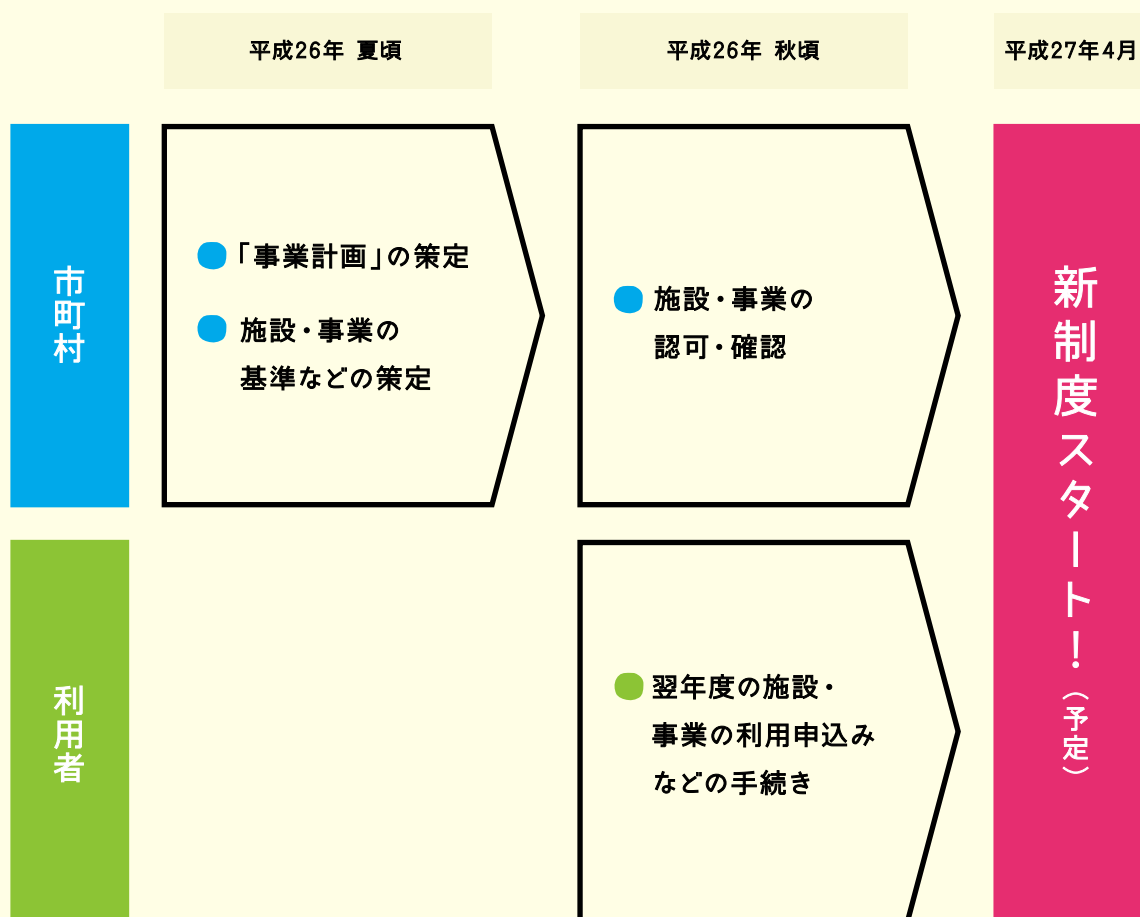
市町村によっては、様々な施設や地域の子育て支援の中から子育て家庭のニーズに合った支援を受けられるよう、情報の提供や相談・援助を行うところがあります。新制度の利用申込みや手続きに当たっては、こうした利用者支援のサービスもご活用ください。



「子ども・子育て支援新制度」は 平成27年の春に 本格スタートを予定しています。

現在、全国の市町村で、地域の教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに対応した今後の「事業計画」の策定に取り組んでいます。

平成26年度の後半には、新制度の開始に向け、施設・事業の利用申込みなどの手続きが始まる予定です。



お問い合わせ先

● 内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室 Tel.03-5253-2111（代表）

● 詳しい内容を知りたい方は

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検索